

さいたま市議会議員定数に関する調査会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）第14条第2項の規定に基づき、議員定数に関する事項を調査審議するため、さいたま市議会議員定数に関する調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査会は、さいたま市議会議員の定数に関する事項を調査審議し、議長に報告する。

2 調査会は、必要に応じ、前項の規定による調査審議等の経過を議長に中間報告することができる。

(組織)

第3条 調査会は、4人の委員をもって組織する。

2 委員は、地方自治制度に関し学識経験のある者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

3 調査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調査会の会議は、必要に応じて開催する。

2 調査会の会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前条第5項の規定により会長の職務を代理する委員。次項から第4項まで及び第6条において同じ。）が招集し、その座長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、議長が招集し、会長が定められるまでの間、その職務を行う。

3 調査会の会議は、会長及び委員2人以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会長が必要と認めるとき、又は調査会の会議において議決したときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条第1項の規定による報告を行ったときまでとする。

(会議の公開)

第6条 調査会の会議は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、調査会に諮ってこれを公開しないことができる。

(庶務)

第7条 調査会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、議長が調査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。